

松戸市告示第40号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定により指定する区域は、松戸市全域とし、その関係図書は、松戸市建築部建築指導課において縦覧に供する。

昭和53年8月1日

**注意事項：**本件は、昭和42年7月31日付け千葉県告示第443号の5で松戸市の都市計画区域全域が法第22条の規定による区域に指定されていたものが、昭和53年4月18日付け千葉県告示第392号で廃止されたため、改めて本市において告示されたものです。従って、松戸市全域が昭和39年8月12日に都市計画区域となっておることから、同法第22条及び第23条に関する規定については、昭和42年7月31日から適用となっております。